平成２１年（フ）第７７号
釧路市愛国東３丁目４番22号
債務者　佐藤　雄喜
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第７８号
釧路市愛国東３丁目４番22号
債務者　佐藤　　節
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６４号
北海道阿寒郡鶴居村鶴居西３丁目24番地
債務者　高崎　宏史
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７号
釧路市新富町６番19号　コーポたなか11号
債務者　森川千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８７号
釧路市暁町４番３号
債務者　氏家　好江
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
愛知県刈谷市寿町４丁目706番地１
債務者　酒井　佑依
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
北海道旭川市緑が丘３条２丁目１番地　市住212号
債務者　鎌倉　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９８号
北海道士別市西３条１丁目１番30号
債務者　足利　享子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
北海道旭川市豊岡１条２丁目１番13号　第２桜井ハイツ102号室
債務者　大黒　　一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０１号
北海道旭川市東旭川北１条７丁目９番１号
債務者　福田　　敦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０６号
北海道旭川市春光台５条４丁目６番14号　市住Ａ907
債務者　越智　秀記
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０７号
北海道旭川市新富２条１丁目13番５号
債務者　黄木　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１０号
北海道旭川市２条通20丁目1010番地　光栄荘102
債務者　田村　義範
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８２６号
横浜市泉区和泉町1949番地４　カモミール弐番館202号
債務者　山田　久雄
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３３号
横浜市神奈川区神大寺１丁目26番11―503号
債務者　田川　伸一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部